

平成29年度第1回秦野市廃棄物対策審議会概要

- 1 日時 平成29年10月17日（火）午前10時～12時10分
- 2 場所 秦野市役所教育庁舎3階大会議室
- 3 出席者 11名
東海大学 早稲田大学 中央学院大学講師 原田 一郎 氏
秦野市自治会連合会 橋本 日出夫 氏
東海大学教養学部人間環境学科准教授 小栗 和也 氏
多摩大学グローバルスタディーズ学部教授 橋詰 博樹 氏
秦野市商店会連合会 中島 正彦 氏
イオンモール株式会社 横倉 実可 氏
神奈川県宅地建物取引業協会
湘南中支部秦野地区 石田 岳志 氏
秦野市PTA連絡協議会 大津 政代 氏
公募市民 小林 裕子 氏
公募市民 大塚 満津子 氏
公募市民 松岡 守 氏

4 会議概要

(1) 秦野市ごみ処理基本計画の進捗について

ア 委員からの意見1（資料1）

はだのクリーンセンターを建てるときに、可燃ごみが40,000トン以上あったのに、なぜ現在の処理能力にしたのですか。建設費がかかるかもしれませんが、ごみ処理は重要な問題で、優先してお金をかけるべきだと思います。

イ 意見1に対する事務局からの回答

ごみの収集、資源化は、それぞれの市でやっており、中間処理から最終処分までは、秦野市伊勢原市環境衛生組合で処理しています。はだのクリーンセンター建設の話は平成9年からあり、当時は、90t焼却施設を残しながら分散型の2施設体制で焼却を行っていくことが基本にありました。それから、両市の議会、組合の議会でも議論した中で、90t焼却施設が古くなっていくことから、代わりとして有機物の資源化施設をつくることなども検討いたしました。しかし、コストの問題や有機物の資源化施設の効果、また前回のごみ処理基本計画でもごみが減ると

いう見込みがあった中で、現在の処理能力としており、そういった経過があるということで御理解いただきたいと思います。

ウ 委員からの意見 2（資料 1～資料 3）

ごみの減量に関して、広報をいろいろやっていますが、その効果を評価することは考えていますか。

エ 意見 2 に対する事務局からの回答

効果を示す指標としましては、数値になると思います。今回、広報はだの 9 月 15 日号で特集号を組むなどしておりますが、そういった広報やごみ減量通信などで、市民の皆様の御協力でどのくらいのごみが減ったということを具体的な数値でお伝えしていきたいと考えています。

オ 委員からの意見 3（資料 1～3）

ホームページで月々の減量の割合をグラフなどで示して、市民がリアルタイムで減量の状況がわかるようなことを検討していただきたいと思っています。

(2) 秦野市災害廃棄物等処理計画の改定について

カ 委員からの意見 4（資料 4～6）

し尿希釈投入施設の処理能力 80,000ℓ/日は、公共下水とは別のものでしょうか。

キ 意見 4 に対する事務局からの回答

公共下水とは別になります。浄化槽とくみ取りのし尿の処理に当たるものです。

ク 委員からの意見 5（資料 4～6）

し尿希釈投入施設は、電力は使っていますか。停電になった場合、どのように対応しますか。し尿の場合は何日も処理できなくなるわけにはいかないので、しっかりと対応をしていただきたい。

ケ 意見 5 に対する事務局からの回答

施設で非常時の対応が定められていると思います。

コ 委員からの意見 6（資料 4～6）

国の指針に基づいて、推計を出しているとのことですが、熊本地震の調査などは行っていますか。

サ 意見 6 に対する事務局からの回答

国の指針に基づいて推計を出しており、それぞれの地震の状況などは調べておりません。

シ 委員からの意見 7 (資料 4～6)

国の指針では、地域や場所、沿岸部や山間部などで分けた指針はありませんか。

ス 意見 7 に対する事務局からの回答

災害廃棄物が沿岸部ではどのくらい、山間部ではどのくらいという計算にはなっていません。

セ 委員からの意見 8 (資料 4～6)

地震が一番多く災害廃棄物が出るとは思いますが、最近は集中豪雨などが発生しており、そういった水害について盛り込まないのでしょうか。

ソ 意見 8 に対する事務局からの回答

風水害についても、この計画で対応することとしています。

タ 委員からの意見 9 (資料 4～6)

災害の被害が一番大きくなるのが地震であり、風水害に関してはこれよりも被害が小さいことから、準用できるということだと思います。

チ 委員からの意見 10 (資料 4～6)

し尿の施設は川沿いにあると思うので、川が氾濫したときなどの施設の被害想定はしておいた方がよいと思います。

ツ 委員からの意見 11 (資料 4～6)

この計画で想定されている地震が発生した場合に、秦野市だけで対応できるものなのか、法律の改正で大規模な地震の場合は直接国が処理を行うといったこともあり、市はどこまでやるのか、どこから国や県がやるかといった役割分担が明確になっていないと思います。

また、がれきが大量に発生すると思われそうですが、その運搬計画はどのようなになっていますか。

テ 意見 11 に対する事務局からの回答

大規模地震の発生後、地震の規模に応じて実行計画をつくることとなっており、それに基づいて処理することとなります。

また、「災害廃棄物の処理の流れ」に記載のとおり、一次仮置場で粗選別した後、はだのクリーンセンター等の処理施設や二次仮置場で中間処理を行い、受入先において最終処分又は再生利用をします。

運搬計画につきましては、いろいろな団体と協定を結んでおりますので、協定締結団体に対し、運搬に必要な人員や車両の応援要請を行います。具体的な運搬に必要な車両等につきましては、実行計画をつくる中

で検討することとなります。

ト 委員からの意見 1 2 (資料 4 ~ 6)

災害が発生すると仮置場が足らなくなることも考えられます。農協と連携して、農地を仮置場として使用する協定を結ぶなどしておいた方がよいと思います。

ナ 意見 1 2 に対する事務局からの回答

仮置場につきましては、秦野市農業協同組合と協定を締結し、防災協力農地として現在 4 0 箇所 3 5 , 6 7 4 m²の登録をいただいているところです。

ニ 委員からの意見 1 3 (資料 4 ~ 6)

自治会では、自助、共助、公助とういうことで、まずは 3 日間生き延びる気持ちで防災訓練に参加しています。

し尿処理施設が停電になったらどうなってしまうのか、お伺いしたい。

ヌ 意見 1 3 に対する事務局からの回答

し尿処理については、施設が停電になった場合は、自家発電を行って稼働するなど、緊急時の計画を定めていると思いますが、この場で具体的な説明は難しいところです。

ネ 委員からの意見 1 4 (資料 4 ~ 6)

この計画は、廃棄物の処理計画ということで、災害対応の計画の一部だと思えます。災害計画の全体像がわからないと、なかなか判断が難しいと思えます。

ノ 委員からの意見 1 5 (資料 4 ~ 6)

平成 2 7 年に廃棄物処理法と災害対策基本法が改正されましたが、そこで使われている資料が、国県市が、どこからどう関わるのかが分かりやすく示されていますので、参考にさせていただきたい。

(3) その他

事務局から今後のスケジュールについて説明

5 その他

委員から秦野市の「ごみ減量」推進活動について説明